

芝山町告示第22号

町の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

（なお、この告示は、平成17年7月1日から効力を生ずる。）

平成17年6月17日

芝山町長 相川勝重

変更調書

| 新   |     | 旧    |     | 地番  |
|---|-----|------|-----|---|
| 大字  | 字   | 大字   | 字   |   |
| 岩山  | 根木田 | 東三里塚 | 岩之台 | 128の2 128の3 128の5<br>128の6 137の3 137の5<br>137の6 140の1 141の1<br>142の1 142の3 142の4<br>143の1 143の3 143の4<br>144～146 147の1 147<br>の3 147の4 148の1 14<br>8の3 148の4 149の1 1<br>49の3 149の4 150の1<br>150の3 150の4 |
| 備考 上記の土地の表示は、平成17年3月8日現在の登記事項証明書によるものである。 |     |      |     |   |